



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年2月24日金曜日 第385号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 102
 解除予定保安林にする旨の通知..... (") ... 102
 保安林の指定の解除..... (") ... 102
 公共測量の実施の通知(3件)..... (道路維持課) ... 102
 都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)..... (都市整備課) ... 103
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所衛生環境課) ... 103
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 104
 道路の区域変更(県道野村柳谷線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 104
 指定居宅サービス事業の廃止..... (南予地方局地域福祉課) ... 104
 道路の区域変更(県道論田袋口線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 105

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (観光国際課) ... 105

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ... 106

告 示

○愛媛県告示第185号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
西予市宇和町明間5470、5797の1、5797の2、5798から5801まで、5809から5813まで、5815から5839まで、5840の1、5840の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇和町明間5470・5815・5826・5827・5829・5832・5833・5835・5836・5838・5839・5840の1・5840の2(以上13筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第186号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町相の峰735の3、735の4、786の2から786の4まで
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第187号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所
松山市神浦3121の6
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第188号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、八幡浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 令和5年2月7日から
3月30日まで
- 3 作業地域 八幡浜市の一部

○愛媛県告示第189号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量（2級、3級）、3級水準測量、UAVレーザ測量、地上レーザ測量、MMSレーザ測量、数値図化（地図情報レベル500））
- 2 作業期間 令和5年2月8日から
2月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山地区～粕地区

○愛媛県告示第190号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年2月13日から
3月11日まで
- 3 作業地域 愛媛県西条市丹原町志川、同市丹原町寺尾地内

○愛媛県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西予都市計画下水道事業西予公共下水道（西予市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間
平成12年1月11日から
令和11年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業砥部公共下水道（砥部町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間
平成17年11月18日から
令和11年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第193号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年2月24日

愛媛県四国中央保健所長 岡田克俊

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
丸住製紙株式会社
四国中央市川之江町826番地
代表取締役社長 星川 知之
- 2 事業場の名称及び所在地
丸住製紙株式会社大江工場
四国中央市川之江町4085番地
- 3 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号イ、二、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト、チ、ル、第63号の3号、第74号ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第2第1号、第15号及び第19号
- 4 変更しようとする事項の内容
川之江工場休止に伴う特定施設の使用の方法の変更、汚水等の処理の方法の変更、排水口の新設、排水系統の変更
- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1工業排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	7.0
		最大	5.8～8.3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	56.5
		最大	70
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	28
	最大	35	
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.6	
	最大	17	
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.002	
	最大	1	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 138,490 最大 138,490
----------------------------	--------------------------

備考 この他に、雨水及び清水排水口が2箇所、生活及び雨水排水口が3箇所、雨水排水口が13箇所ある。

○愛媛県告示第194号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-30)第15480号	平成31年1月13日	直野建設	直野 誠司	新居浜市中筋町1-14-36	令和4年12月7日	建築工事業	建設業の廃止
(般-4)第1015号	令和4年6月20日	(株)久門スチールワークマン社	久門慎一郎	新居浜市宇高町4-3-29	令和5年1月5日	建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止(一部)
(般-3)第16969号	令和4年2月17日	(株)センコー	山脇 敦尚	新居浜市多喜浜2-12-76	令和5年1月12日	土木工事業、石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-4)第6918号	令和4年7月11日	松田工業(株)	松田 仁志	今治市菊間町池原914	令和5年1月17日	さく井工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6760番地先から 同町西谷字中久保6770番2まで	旧	メートル 7.8~13.7	キロメートル 0.108	
		上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6772番1から 同町西谷字中久保6770番2まで	新	11.6~20.2	0.108	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6646番1地先から 同町西谷字中久保6265番4まで	旧	4.2~22.4	0.155	
		上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6646番1地先から 同町西谷字中久保6265番4まで	新	5.4~22.4	0.155	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6064番2から 同町西谷字中久保6040番2まで	旧	8.4~26.2	0.110	
		上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6064番2から 同町西谷字中久保6040番2まで	新	17.7~26.2	0.110	

○愛媛県告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年2月24日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社エンジェルハウス	訪問介護 雪わり草	愛媛県宇和島市三間町成家845番地	令和5年1月1日	訪問介護
合資会社 明希訪問介護センター	合資会社 明希訪問介護センター	愛媛県八幡浜市松柏折口丁388番6	令和5年1月1日	訪問介護

有限会社 レインボープラス	訪問介護事業所虹	愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1	令和5年1月31日	訪問介護
---------------	----------	-----------------------	-----------	------

○愛媛県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山1988番から 同町立山2052番まで	旧	メートル 4 4 ~ 30 4	キロメートル 0.149	
			新	4 4 ~ 30 4	0.149	

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように公布する。

令和5年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前								
別表第4（第4条関係） 知事の権限に属する観光スポーツ文化関係事務に係る特定決裁事項						別表第4（第4条関係） 知事の権限に属する観光スポーツ文化関係事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者						知事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長	課 長
観光国際課	1～11 省略													
	12 旅券法の施行に関する事務	1 一般旅券の作成（第5条、第7条）				—								
		2 一般旅券の交付（第8条第1項から第3項まで、第9条第3項、第10条第4項、第19条第6項）				—								
		3 一般旅券への渡航先の追加記載（第9条第1項）				—								
		4 一般旅券の職権による作成又は渡航先の訂正（第10条第3項）				—								

附 則

この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年2月24日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
省略					省略				
乳房マッサージ料		1 回	<u>2,400円</u>		乳房マッサージ料		1 回	<u>2,640円</u>	
省略					省略				
注 省略					注 省略				

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。